

改正

平成17年3月24日条例第7号

旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例

(設置及び目的)

第1条 北海道公害審査会平成13年(調)第1号事件(以下「事件」という。)に係る調停条項3に基づき、旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、江丹別地区の自然を大切にし、自然環境を保全回復し、地域住民が将来にわたって、安全でかつ安心して生活を営むことができるように、中園廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)の使用及び管理について調査検討することを目的とする。

(調査検討事項)

第2条 委員会は、自主的で公正な立場から、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 処分場及び処分場に係る周辺地域の環境保全対策、処分場による住民生活及び自然環境への影響の調査に関すること。
- (2) 処分場を住民の健康及び財産並びに自然環境に配慮して使用及び管理するために必要なこと。
- (3) 処分場による、自然・生活環境の汚染、住民の健康被害、災害等の発生防止対策並びに発生時の原因調査及び復旧対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、処分場の使用及び管理に関する事項

(意見具申)

第3条 委員会は、市長の諮問に対する答申のほか、前条に規定する事項について、市長に意見を具申することができる。

2 市長は、前項の意見を尊重し、その実現に努めるものとする。

(協力)

第4条 市長は、委員会が行う調査検討に協力するとともに、委員会が、処分場への立入り及び本市の廃棄物行政に係る情報の公開を求めたときは、その求めに応じるものとする。

(組織等)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者であって、事件の申請人が認めたもの 3人

(2) 事件の申請人 4人

(3) 処分場に係る周辺地域の住民 4人

(4) 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であって、市長が行う公募に応じた者 4人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(自主性の保障)

第7条 この委員会の活動は、自主性を保障される。

(会議)

第8条 委員会の会議は、定例を定め、必要に応じて臨時に開催することとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上が請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 委員会の会議は、これを公開するものとする。ただし、調査検討の内容が旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)第8条に規定する事項(同条各号に掲げる事項を除く。)に該当するおそれがあると委員会が認める場合を除くものとする。

7 委員会は、公開した会議及び調査検討した事項について説明責任を負う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、処分場の安全性が確認されるまでとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員に係る第5条第1項の規定の適用については、同項第4号中「市長が行う公募に応じた者」とあるのは、「市長が適当と認めた者」とする。

附 則（平成17年3月24日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。